

みきゅんマネー利用規約

第 1 条 総則

1. この規約（以下「本利用規約」といいます。）は、株式会社デジタルテクノロジー四国（以下「当社」といいます。）がみきゅんアプリを通じて提供するみきゅんマネーの取扱いについて定めるものです。利用者は、本利用規約に同意した上でみきゅんマネーを利用するものとし、みきゅんマネーを利用した場合、利用者は本利用規約に同意したものとみなします。
2. 利用者がみきゅんマネーを利用するために必要な利用契約（以下「みきゅんマネー利用契約」といいます。）は、利用者が当社所定の方法により利用登録をしてみきゅんアプリアカウント（以下に定義します。）を開設したときに成立します。みきゅんマネー利用契約の成立後に、当社はみきゅんマネーの提供を開始します。

第 2 条 定義

本利用規約において、次の用語は以下に規定されたとおりの意義を有するものとします。

(1) 加盟店

当社所定の契約を当社との間で締結し、みきゅんマネーによる決済を利用することを当社が認めた法人、個人事業主または団体をいいます。

(2) みきゅんアプリアカウント

みきゅんマネーにおいて当社所定の手続を経て利用者に付与される、みきゅんマネーを利用するために必要なアカウントをいいます。

(3) みきゅんマネー

利用者のみきゅんアプリアカウントにおいて保有され、対象商品等の決済、その他当社所定のサービスに利用することができる前払式支払手段をいいます。

(4) みきゅんマネー決済サービス

利用者が、みきゅんアプリを通じて、加盟店に対し対象商品等を注文し、みきゅんマネーにより決済を行うことができるサービスをいいます。

(5) 指定口座

利用者が第 3 条における利用登録時に、当社所定の情報をみきゅんアプリに登録した利用者名義の普通預金口座をいいます。

(6) 対象商品等

加盟店によって販売または提供される、みきゅんマネーにより代金決済ができる商品およびサービスをいいます。

(7) チャージ

当社がみきゅんアプリアカウントに対して、第 4 条の規定に基づき、利用者が指定した金額に基づき、当該指定した金額 1 円あたり 1 円相当のみきゅんマネーとして

付与することをいいます。

(8) みきьяんアプリ

利用者が利用者端末にダウンロードし、所定の認証を経て起動することによって、みきьяんマネーを利用することができる当社が提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。(以下「本アプリ」といいます。)

(9) 利用者

みきьяんマネーを利用規約に従い使用するお客様をいいます。

(10) 利用者端末

本アプリをダウンロードの上、当社所定の方法により利用登録された利用者自身が保有または管理する携帯電話端末、タブレット端末、その他端末をいいます。本アプリを利用できる利用者端末の環境は、当社が別途公表するものとします。

(11) 交通券

本アプリ内でみきьяんマネーを使用して購入することができる公共交通機関の電磁的乗車券のことをいいます。

第 3 条 利用条件

1. 利用者がみきьяんマネーを利用するには、次の各号に定める条件を全て満たす必要があります。

- (1) アカウントの登録を行っていること
 - (2) アカウントを登録していただく場合または変更する場合、真実かつ正確な情報を登録し、内容が最新となるようお客様自身で適宜修正していただくこと
 - (3) ID 及びパスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等、本アプリの登録をした利用者が責任をもって管理すること
 - (4) 当社が指定するアプリケーションを当社が指定する要件を満たす利用端末にて使用可能な状態にすること
 - (5) QR コード読取決済サービスの利用にあたっては、QR コードを利用端末のカメラで読み取ることができること
 - (6) みきьяんマネー残高による決済を行う場合は、有効なみきьяんマネー残高を保有し、かつ、みきьяんマネーにおける支払手段として指定していること
 - (7) みきьяんマネー利用規約に違反していないこと、またはその恐れがないこと
- ※QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。

第 4 条 利用方法

1. 利用者は、みきьяんマネーの利用を開始するにあたり、通信環境を自ら確保し、利用者端末に本アプリをダウンロードして当社所定の方法により利用登録を行い、みきьяんアプリアカウントを開設するものとします。利用者は、みきьяんマネー決済サービス

を利用するためには、みきゃんアプリアカウントを保有するとともに、みきゃんアプリアカウントに指定口座を登録する必要があります。

2. 利用者は、加盟店における商品、役務またはサービスの対価として代金の支払を行う場合において、みきゃんマネーを利用する場合は、利用者端末から加盟店に設置されたQRコードを読み取ることによりみきゃんマネーを商品等の支払いに利用することができます。
3. 利用者はQRコードを読み取り後、支払金額の入力を行い、加盟店へ確認の上、支払金額の確定を行い、支払完了画面を加盟店側に提示することにより支払いを完了させることができます。

第 5 条 チャージ

1. 利用者は、本アプリを通じて、チャージを行うことができます。
2. 1,000 円以上 1 円単位でチャージを行うことが可能です。
3. みきゃんマネーの 1 回及び 1 日あたりのチャージ上限額は、BankPay における各金融機関の利用限度額に準じてご利用ください。ただしチャージ残高は 10 万円を上限とします。
4. みきゃんマネーのチャージ利用時間は、利用者が指定した銀行口座の金融機関により異なります。

第 6 条 みきゃんマネー決済サービスの利用条件

1. 1 回及び 1 日あたりの利用限度額は 3 万円、1 か月あたりの利用限度額は 10 万円とします。
2. 利用者は、みきゃんマネーによる決済完了後に、決済された金額に誤りがあったことが判明した場合や返品が生じた場合、加盟店との取引の無効が判明し、取消しもしくは解除がなされた場合、当社または加盟店がみきゃんマネーによる決済を取り消すことができることを了承するものとします。なおこの場合において、未精算の決済金額が残存する場合、利用者は当該決済金額をみきゃんマネーまたはみきゃんマネー以外の方法により、加盟店に支払うものとします。
3. 当社は、みきゃんマネーを利用するまたは利用しようとする会員が違反または違反する恐れがある場合、その他当社が不適切と判断した場合、当該会員による利用を承諾しない場合があります。

第 7 条 みきゃんマネーの残高確認方法

1. 利用者は、本アプリ内の残高確認画面においてみきゃんマネーの残高を確認することができます。
2. システム障害その他の理由により、利用者の実際のみきゃんマネー保有残高と残高確

認画面において表示されるみきゅんマネーの残高が異なることがあります。この場合において、利用者の実際のみきゅんマネー保有残高に基づいた場合に決済できない取引について決済を行おうとし、当該決済ができなかった場合であっても、当社は、当社の故意または重過失の場合を除き、一切の責任を負いません。

第 8 条 払戻し

原則として、みきゅんマネー残高の払戻しはできません。但し、当社がみきゅんマネーの発行の業務を廃止した場合及び法令上払戻しの義務がある場合、また保有者のやむを得ない事情が、下記のいずれかに該当すると判断した場合は、この限りではありません。払戻しの手続きについては、お問い合わせ先までご連絡ください。

- (1) 保有者が前払式支払手段を利用することができる地域から転出した場合
- (2) 保有者である非居住者が日本国から出国する場合
- (3) 利用者は移動しないものの、当該地域において前払式支払手段を利用できる店舗が閉鎖された場合
- (4) 保有者が亡くなった場合
- (5) 保有者が病気・事故等で利用困難となった場合

第 9 条 決済の取消し・返品

1. 利用者は、みきゅんマネーのチャージ及び利用を原則として取り消すことができません。また利用者は、本アプリで取引をした商品等の返品、キャンセル等が生じた場合、利用者と加盟店との間で決済を取り消す必要が生じたときでも、加盟店は利用者に対して対象商品等の代金を直接返金せず、対象商品等の代金に相当するみきゅんマネー残高に加算する方法により返金となされることに同意するものとします。
2. 利用者は、本アプリ内で購入した交通券について、所定の手続きの上、交通券払戻しを行った場合、払戻手数料が発生することに同意するものとします。
3. 本アプリ内で購入した交通券について、交通券有効後は、交通券払戻しは原則できません。但し、欠便等、本来の用途で利用できない場合はその限りではありません。

第 10 条 有効期限

1. みきゅんマネーの有効期限は、みきゅんマネーの残高が最後に増減した日から 3 年間です。
2. 有効期限を超過したみきゅんマネーは、残高の有無に関わらず無効となり、払戻し、交換、換金または返金をすることができません。

第 11 条 みきゅんマネーの利用停止

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、事前に利用者に通知または公表した上で、利

利用者に対するみきゃんマネーの全部または一部の提供を停止することができます。

(1) 定期保守点検の場合

(2) バージョンアップの場合

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合、事前の通知または公表を要することなく、利用者に対するみきゃんマネーの全部または一部の提供を停止することができます。

(1) システムの保守、または通信回線、通信手段もしくはコンピュータの障害などによりみきゃんマネーの中止または中断の必要があると当社が認めたとき

(2) みきゃんマネーの完全性、安全性を保護するため緊急の必要がある場合

(3) みきゃんマネーに係るデータが偽造、変造、複製、窃取その他不正な方法で作出または取得されたものである場合およびその疑いがある場合

(4) 利用者が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行った場合

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損する、または当社の業務を妨害する行為

(オ) その他前記(ア)から(エ)に準ずる行為

(5) 利用者が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の（ア）から（オ）に掲げる行為、その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行った場合

(ア) 暴力、威嚇、脅迫、強要等

(イ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

(ウ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

(エ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

(オ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容または態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

(6) その他当社がみきゃんマネーの利用を停止することが適切と判断した場合

(7) 利用者が本規約に違反した場合

3. 当社は、次のいずれかに該当した場合、利用者に対する事前通知なしにみきゃんマネーに含まれる決済手段による決済の実行を拒否し、または既に実行された決済を取り消すことができるものとします。

(1) 加盟店が公序良俗に反する目的でみきゃんマネーの利用が行われている可能性があるまたは行われた可能性があるとして当社が確認し、利用者の安全を損なう恐れがあると判断したとき

(2) 不正に取得または偽造された QR コード等を用いてみきゅんマネーに含まれる決済手段の実行がなされたとき

4. 当社は、本条に定める措置により利用者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

第 12 条 みきゅんマネーのサービス変更・終了

1. 当社は、みきゅんマネーについて、そのサービス内容を変更すること、またはその提供を終了することができるものとします。これらの場合、十分な周知期間を設けるものとし、利用者に生じた損害については、当社の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
2. 当社は、理由のいかんを問わず、みきゅんマネー利用契約が終了した場合には、みきゅんアプリアカウントおよび記録された利用履歴その他一切の利用者の権利および情報を、本利用規約に別途定めるものおよび法令上求められるものを除き、全て消去するものとします。

第 13 条 解約

1. 利用者は、当社所定の手続を経て、みきゅんマネー利用契約を解約することができます。
2. 当社は、利用者が次のいずれかの事由に該当する場合、みきゅんマネー利用契約を解約することができます。
 - (1) 本利用規約に違反し、当社からの催告にもかかわらず相当期間内に当該違反を是正しない場合
 - (2) 指定口座が解約された場合

第 14 条 個人情報の取扱い

当社は、利用者の個人情報の取扱いについて、当社が別途定める「個人情報保護方針」の定めによるものとし、利用者は、この個人情報保護方針に従って当社が利用者の個人情報を利用することについて、同意するものとします。また、利用者は、第 3 条に基づく利用登録において当社に提供した個人情報その他みきゅんマネーの利用により当社が取得した利用者の個人情報を、当社が別途定める「個人情報のお取り扱いについて」の範囲内で当社が利用することについて、同意するものとします。

第 15 条 反社会的勢力の排除

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）

に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損する、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当社は、利用者が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社は利用者に対して催告することなくみきゅんマネー利用契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。
4. 当社は、前項の規定に基づくみきゅんマネー利用契約の解除により利用者に損害が生じた場合にも利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第 16 条 利用者の責任

1. 利用者は、利用者の責任においてみきゅんマネーを利用するものとし、みきゅんマネーの利用において行った一切の行為およびその結果について責任を負うものとします。
2. 利用者が、本利用規約に違反したとき、または第三者の権利を侵害したとき、その他自らの責に帰すべき事由により、第三者から異議、クレーム、損害賠償請求等を受けたときは、利用者は、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。この場合において、当社が何らかの債務を負担、または支払をしたときは、利用者は、当社に対し、ただちに当該債務額または支払額を賠償、または補償します。
3. 利用者が本利用規約に違反した場合、当社または第三者に対し、損害賠償責任を含む

一切の責任を負うものとします。

4. 利用者は、利用者端末を紛失・盗難された場合において、第三者が利用できる状態であると利用者自身で判断した場合は、速やかに当社にお申し出いただき、みきゃんマネーの停止を行うものとします。また、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、第三者が紛失・盗難等された利用者端末を用いてみきゃんマネーを利用したことにより当該利用者が被害を被った場合でも、一切責任を負わないものとします。

第 17 条 免責事項

1. 当社は、みきゃんマネーに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。
2. 当社は、みきゃんマネーの遅延もしくは利用不能、または本アプリに記録された情報の誤謬・脱漏・消失・詐取・漏洩等、その他利用者がみきゃんマネーに関して被った損害について、当社の故意または重過失に起因する場合および本利用規約に別段の定めがある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 前項について、当社の故意または重過失に起因する場合は責任を免れないものとし、第 18 条に則って対応を行います。
4. 加盟店及び利用者間で商品等の売買契約または利用処理について無効、払戻、取消、解除等が生じ、精算の必要が生じた場合は、利用者から加盟店に問い合わせを行い、原則加盟店と利用者の間で適切にこれに対応するものとします。

第 18 条 補償

1. 当社は、別途定める「みきゃんマネー補償方針」のもと、みきゃんマネーの利用者が被った損失の内容に応じて、みきゃんマネーの残高の付与または金銭を支払う方法により、利用者等が被った損失を原則補償するものとします。ただし、利用者等に過失がある場合は、損失を被った利用者等の行為態様やその状況等を考慮の上、補償額を決定することとし、かかる補償額の決定に際しては、預金者保護法および盗難通帳等による預金等の不正な払戻しへの対応に関する全銀協申し合わせ（平成 20 年 2 月 19 日付「預金等の不正な払戻しへの対応について」）等を参考にすることとします。また、利用者等が連携先その他当社以外の第三者から損失の補填を受けた場合、当社は、当該補填を受けた金額を差し引いた残額を補償するものとします。
2. 当社または連携先、連携する銀行（以下「連携先」といいます。）に申告した内容、当社及び連携先が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失については補償を行いません。
 - ・利用者等の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失
 - ・利用者等の同居の家族、親族等の行為に起因して発生した損失

- ・利用者等が当該損失に係る事実について当社に虚偽の説明を行った場合における当該損失
 - ・戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じて発生した損失
3. 利用者等は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から 60 日以内に、当該損失が発生した事実を当社及び連携先に通知するものとします。また、その被害について、当該損失が発覚した日から 10 日以内に警察署に申告しなければならないものとします。
- 利用者等は、前項に基づく当社及び連携先への通知後速やかに、当社に対して、以下の内容が分かる資料を添付して申告するものとします。
- ・損失額
 - ・損失発生日
 - ・損失発生の際緯
 - ・その他当社が通知を求めた事項

第 19 条 広告表示

当社は、本アプリ上において、当社または第三者の広告を配信・掲載することができるものとします。

第 20 条 知的財産権の帰属

本アプリおよびみきゅんマネーに係る知的財産権は、すべて当社または当社がライセンスを受けている正当な権利者に帰属します。

第 21 条 譲渡禁止等

利用者は、本利用規約に基づく地位、ならびに、本利用規約およびみきゅんマネーの利用に基づき当社に対して有する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、賃貸、担保提供その他の一切の処分をしてはならないものとします。

第 22 条 利用者への告知

1. みきゅんマネーに関する当社から利用者に対する通知・連絡は、当社が運営するホームページ、本アプリ内の適宜の場所への掲示、本アプリにおける通知、利用者が当社に登録した電子メールアドレスへの電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 当社が、本アプリにおける通知または利用者が当社に登録した電子メールアドレスへの電子メール送信を行った際、通知または電子メールが届かなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 23 条 本利用規約の変更

1. 当社は、みきゃんマネーの内容を変更する場合、または金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由により本利用規約の内容を変更することが合理的に必要であると当社が認める場合には、当社の裁量により、本利用規約を変更することができます。
2. 当社は、前項の本利用規約の変更にあたっては、変更後の本利用規約の効力発生日までに、あらかじめ、本利用規約を変更する旨および変更後の本利用規約の内容とその効力発生日を、当社ホームページへ掲載する方法、その他第 22 条に定める告知の方法の全部または一部により、利用者に通知します。
3. 変更後の本利用規約の効力発生日以降に、利用者がみきゃんマネーを利用したときは、利用者は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。

第 24 条 他の規定の適用

本利用規約に定めのない事項については、当社の他の規定、その他当社ホームページ等において公表している規定の内容を適用します。

第 25 条 準拠法

本利用規約の準拠法は、日本法とします。

第 26 条 合意管轄裁判所

利用者と当社とのみきゃんマネーに関する一切の紛争は、松山地方裁判所または松山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【お問い合わせ先】

株式会社デジタルテクノロジー四国
みきゃんアプリお客様相談窓口
〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目 9 番地 5

電話番号：(089)913-0390

(受付時間：9:00～18:00(平日のみ))

Email：support@mican-app.jp